

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例及び岐阜県薬物の濫用の防止に関する  
条例の一部を改正する条例について

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例及び岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和六年六月十八日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例及び岐阜県薬物の濫用の防止に関する  
条例の一部を改正する条例

(岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部改正)

第一条 岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一六の表中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改め、同表一の項中「大麻取扱者の」を「大麻草採取栽培者の」に、「大麻取扱者免許申請手数料」を「大麻草採取栽培者免許申請手数料」に改め、同表二の項中「第十条第五項」を「第六条第三項」に、「大麻取扱者名簿」を「大麻草採取栽培者名簿」に、「大麻取扱者登録事項変更手数料」を「大麻草採取栽培者登録事項変更手数料」に改め、同表三の項中「第十条第六項」を「第七条第三項」に、「大麻取扱者の」を「大麻草採取栽培者の」に、「大麻取扱者免許証再交付手数料」を「大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」に改める。

第二条 岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

別表第一六の表一の項中「大麻草採取栽培者の」を「第一種大麻草採取栽培者の」に、「大麻草採取栽培者免許申請手数料」を「第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料」に改め、同表二の項中「大麻草採取栽培者名簿」を「第一種大麻草採取栽培者名簿」に、「大麻草採取栽培者登録事項変更手数料」を「第一種大麻草採取栽培者登録事項変更手数料」に改め、同表三の項中「大麻草採取栽培者の」を「第一種大麻草採取栽培者の」に、「大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」を「第一種大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」に改める。

(岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正)

第三条 岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第五十六号)の一部を

次のように改正する。

第二条中第一号を削り、第二号を第一号とし、同条第三号中「第二条第一号」を「第二条第一項第一号」に、「同条第四号」を「(同条第二項の規定により麻薬とみなされる物を含む。)、同条第一項第四号」に、「同条第六号」を「同項第六号」に改め、同号を同条第二号とし、同条中第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第九条第一項中「第二条第七号」を「第二条第六号」に改める。

第十条第一項中「第六号」を「第五号」に改める。

第十四条第一項及び第十五条第一項中「第二条第七号」を「第二条第六号」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(令和五年法律第八十四号。以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四項の規定 公布の日

二 第二条及び附則第三項の規定 改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

(岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

2 改正法附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第一条の規定による改正前的大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号)第十条第五項に規定する大麻取扱者名簿の登録事項の変更及び同条第六項に規定する免許証の再交付に係る手数料については、第一条の規定による改正後の岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例別表第一六の表二の項及び三の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 改正法附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第一条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十四号)第六条第三項に規定する大麻草採取栽培者名簿の登録事項の変更及び同法第七条第三項に規定する免許証の再交付に係る手数料については、第二条の規定による改正後の岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例別表第一六の表二の項及び三の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 改正法附則第六条の規定により改正法の施行の日前においても改正法第一条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律第五条第一項の規定の例によりすることができることとされる免許の申請に対する審査については、この条例の施行の日前においても、第一条の規定による改正後の岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例別表第一六の表一の項の規定の例による大麻草採取栽培者免許申請手数料を徴収することができる。

5 改正法附則第七条の規定により改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前においても改正法第二条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律第五条第一項の規定の例によりすることができることとされる免許の申請に対する審査については、附則第一項第二

号に掲げる規定の施行の日前においても、第二条の規定による改正後の岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例別表第一六の表一の項の規定の例による第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料を徴収することができる。

## 提 案 説 明

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行うため、この条例を定めようとする。

